

告 示

埼玉県告示第二百二十号

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年埼玉県告示第千四百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（閲覧の方法）」に改め、同条中「に備え置き、」を「（以下「金融課」という。）に備え置くとともに、電磁的記録に記録された登録簿を電子メールで送付することにより」に改める。

第三条中「登録簿」を「金融課での登録簿」に改める。

第四条中「日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日並びに一月二日から四日まで及び十二月二十八日から三十一日までの日」を「埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日において」に改める。

第五条第二項中「第二条の閲覧所（以下「閲覧所」という。）に掲示」を「埼玉県ホームページに掲載する方法により公表」に改める。

第六条中「登録簿」を「金融課に備え置かれた登録簿」に、「は、閲覧所」を「にあつては金融課」に、「記入して」を「記入し、電磁的記録に記録された登録簿を閲覧しようとする者にあつては所定の事項を入力した電子メールを金融課あてに送付し」に改める。

第七条の見出しを「（登録簿閲覧の禁止事項）」に改め、同条中「登録簿を閲覧する」を「金融課に備え置かれた登録簿を閲覧する」に、「閲覧所」を「金融課」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電磁的記録に記録された登録簿を閲覧する者は、登録簿の編集、加工、改ざん、流用及び第三者提供等の行為をしてはならない。

第八条中「禁止」を「拒否」に改め、同条第二号中「き損」を「棄損」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。